

介護保険事業所の皆様へ

本日、県独自の「緊急警戒宣言」を発出し、県民の皆様には「感染防止対策の徹底」「移動の自粛」の協力要請を行いました。

また、高齢者施設等においては、感染者の増加に伴いクラスターの発生も増加傾向にあります。

つきましては、あらためて感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底するとともに、従業者や入所者・利用者への注意喚起を行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

なお、介護保険施設・事業所で感染者が発生した場合は、利用者の家族や居宅介護支援事業所等への報告を行うとともに、指定権者（県（長寿介護課）または市町）への報告も必ず行っていただきますよう、あらためて申し上げます。

※（参考）県の新型コロナウイルス感染症対策関係

三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000929654.pdf>

※（参考）厚生労働省からの通知関係

介護保険最新情報（2020年度）三重県 HP

[https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500052\\_00002.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500052_00002.htm)

介護保険最新情報 vol.908「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000928883.pdf>

介護保険最新情報 vol.905「退院患者の介護施設における適切な受入等について」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000927629.pdf>

介護保険最新情報 vol.889「高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について」

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000921747.pdf>